

令和 7 年度

南部町一般廃棄物処理実行計画書



南部町

NANBU TOWN

目	次
1. 一般廃棄物処理の基本方針	1～2ページ
2. 計画処理区域	2ページ
3. 一般廃棄物の排出の状況	3～4ページ
4. 一般廃棄物処理の処理主体	5ページ
5. 一般廃棄物処理計画	
(1) 収集運搬計画	6～9ページ
①収集運搬する廃棄物の量	
②収集区域の範囲	
③収集運搬される搬入先の内訳量	
④収集回数	
⑤収集の方法	
(2) 収集しない廃棄物	9ページ
(3) 中間処理計画	9～12ページ
①中間処理施設の概要	
②処理される廃棄物の搬入者別の内訳量	
③施設の運転管理計画	
6. 廃棄物の減量化及びリサイクル計画	
(1) ごみ減量化の基本方針	13ページ
①循環型社会実現への取り組み	
②ごみの排出抑制への取り組み	
③リサイクルの推進	
④適正処理の推進	
(2) 排出抑制・再利用・再生利用計画	13～14ページ
①住民・事務所への啓発	
②環境教育の充実	
③エシカル消費の意識醸成、取り組み促進	
④生ごみ対策	
⑤小売店における対策	
⑥事業所における紙ごみ対策	
⑦事業所における紙おむつ対策	
⑧分別収集の徹底	
7. 一般廃棄物収集処理業務実施計画	14ページ
8. 生活排水処理実施計画	15ページ
その他(令和7年度一般廃棄物収集日程表)	16ページ

1. 一般廃棄物処理の基本方針

わが国は、戦後、高い経済成長と物質的な豊かさを実現したものの、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済・ライフスタイルの変化により、深刻なごみ問題、環境問題が発生しました。今、私たちは、地球環境の保全、資源の保護の観点から事業活動やライフスタイルを見直し、地球環境に排出・蓄積する廃棄物をできるだけ少なくするために、ごみの減量化を推進するのはもちろんのこと、リサイクル等資源の循環を基調とした「循環型社会」の実現を図る努力が急務となってきたています。

このような中、平成27年9月の国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、廃棄物関係では、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することとされました。また、令和元年度には国において、プラスチック資源循環戦略が示され、地球規模でのプラスチック問題への対応が求められています。本町においては、令和2年3月に2050年南部町二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行い、脱炭素社会の実現を目指すこととしました。

本計画は、前述の趣旨を踏まえ、できるかぎり廃棄物の排出総量を抑制し、今まで廃棄物となったものについても、分別収集の実施・徹底により有効資源のリサイクル推進を図るとともに、廃棄物の適正な収集、運搬、処分を行うことを目的とします。

①住民

住民は自ら排出する一般廃棄物の排出量の抑制とリサイクルに努め、町の定める一般廃棄物処理計画に基づき行う廃棄物の適正な分別収集、運搬、処分に協力しなければならない。

②事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、創意工夫により廃棄物の排出量の抑制とリサイクル推進に努めなければならない。自ら処分しがたい一般廃棄物については、町長にその旨を届出し、町の定める一般廃棄物処理計画に基づき行う廃棄物の適正な分別収集、運搬、処分に協力しなければならない。

③町

一般廃棄物の収集・運搬・処分については次による。

なお、処理・処分に関し必要な事項について、指導・助言等を行う。また、地域振興区においてリサイクルを推進するために必要な施策を実施する。

- 可燃ごみの収集・運搬は、業者に委託しこれを行い、処分については、南部町・伯耆町清掃施設管理組合に事務委任しこれを行う。
- 不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみ、再生用資源ごみの収集・運搬は業者に委

託しこれを行い、処分（再生用資源ごみの発泡スチロール及びR P F（プラスチックと紙から得られる燃料）の材料となる軟質プラスチックなど（以下「軟質プラスチック類」という。）は除く。）については、鳥取県西部広域行政管理組合に事務委任しこれを行う。

- 軟質プラスチック類の収集・運搬・処分については業者へ委託しこれを行う。
- し尿、農業集落排水汚泥（以下「集排汚泥」という。）（会見区域内に限る。）、浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者に委託し、処理については、鳥取県西部行政管理組合に事務委任しこれを行う。
- 下水道汚泥の収集・運搬・処分については業者へ委託しこれを行う。
- 一般廃棄物の処理によって生じた廃棄物の最終処分方法は、それぞれの事務委任先に委任してこれを行う。

④運搬・処理業者

町から委託・許可・事務委任を受けた者は、法に定める基準等を遵守し適正に業務を行わなければならない。

（1）一般廃棄物の種類及び分別の区分（し尿・集排汚泥・浄化槽汚泥を除く。）

ア. 種類及び分別の区分は、

- ① 可燃ごみ [(1) 可燃ごみ]
- ② 不燃ごみ [(2) 不燃ごみ (3) 不燃粗大ごみ]
- ③ 資源ごみ古紙類 [(4) 新聞 (5) 雑誌 (6) ダンボール (7) 牛乳パック (8) 小雑紙]
- ④ 資源ごみビン缶類 [(9) 再利用ビン (10) ビン、缶]
- ⑤ 資源ごみプラスチック類 [(11) 発泡スチロール・軟質プラスチック (12) ペットボトル]
- ⑥ 資源ごみ乾電池 [(13) 乾電池]
- ⑦ 資源ごみ蛍光管 [(14) 蛍光管]
- ⑧ 資源ごみ木質類 [(15) 剪定枝]
- ⑨ 資源ごみ布類 [(16) 衣類・布団]

以上 9 種類 16 分別とする。

2. 計画処理区域

南部町全域とする。

3. 一般廃棄物の排出の状況

(1) 一般廃棄物の種類別発生量及び処理量の予測

一般廃棄物の令和7年度の発生量の予測については、令和元年度から令和5年度の発生量実績等を基に回帰方程式によりそれぞれ算出する。(比率については $t = kl$ とした。)

廃棄物の種類	令和5年度実績	令和7年度 予測量	廃棄物全体に 対する比率
可燃ごみ	2,019 t	1,958 t	37.3%
不燃ごみ 計	147 t	132 t	2.5%
不燃ごみ	106 t	95 t	1.8%
不燃粗大ごみ	41 t	37 t	0.7%
資源ごみ 計	416 t	420 t	8.0%
新聞	47 t	44 t	0.8%
雑誌	48 t	36 t	0.7%
ダンボール	28 t	28 t	0.5%
牛乳パック	1 t	1 t	0.1%
再利用ビン、ビン、缶	58 t	51 t	1.0%
ペットボトル	20 t	21 t	0.4%
発泡スチロール・軟質プラスチック	49 t	46 t	0.9%
集団回収	20 t	7 t	0.1%
紙おしめ	79 t	96 t	1.8%
衣類	39 t	56 t	1.1%
木・木製品	27 t	34 t	0.6%
乾電池・蛍光管	4 t	5 t	0.1%
計	2,586 t	2,515 t	47.9%

（2）し尿・し尿浄化槽汚泥の種類別発生量及び処理量の予測

生活様式の変化、また、合併浄化槽、下水道の普及により、し尿は減少傾向にある。予測が困難であるため、建設課及び米子浄化場の資料から発生量を予測することとする。

廃棄物の種類	令和5年度実績	令和7年度 予測量	廃棄物全体に対する比率
し尿	428kl	369kl	7.0%
集落排水汚泥・浄化槽汚泥	2,235kl	2,369kl	45.1%
計	2,663kl	2,738kl	52.1%

4. 一般廃棄物の処理主体

①一般廃棄物の種類別、処理区分別処理主体

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理	最終処理
可燃ごみ	委託	事務委任	委託
不燃ごみ(粗大ごみを含む。)、資源ごみ(発泡スチロール及び軟質プラスチックを除く。)	委託	事務委任	委託
発泡スチロール・軟質プラスチック・乾電池・蛍光管・木・草・木製品・衣類	委託	委託	委託
集落排水(旧西伯町区域内)	委託	委託	委託
集落排水(旧会見町区域内)	許可業者	事務委任	委託
し尿、浄化槽汚泥	許可業者	事務委任	委託

②収集・運搬の委託業者

	可燃ごみ	不燃ごみ(粗大ごみを含む。)、資源ごみ
委託業者名	西部工業株式会社	株式会社ミテック
所在地	米子市花園町118番地1	米子市吉谷217番地
委託期間	令和4年7月1日～令和7年6月30日	令和5年7月1日～令和8年6月30日
委託区域	南部町全域	南部町全域

	乾電池・蛍光管		し尿・浄化槽汚泥
委託業者名	三光株式会社	許可業者	有限会社みつわ衛生社
所在地	境港市昭和町5番地17	所在地	米子市安倍22番地1
委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	許可期間	平成7年4月1日～令和8年3月31日
委託区域	南部町全域	許可区域	南部町全域

	集落排水汚泥	
委託業者名	有限会社みつわ衛生社	鳥取県広域事業株式会社
所在地	米子市安倍22番地1	倉吉市金森町38番地2
委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和7年4月1日～令和8年3月31日
委託区域	会見地域内	西伯地域内

※ 不燃ごみ、資源ごみ欄には、軟質プラスチック、発泡スチロール、乾電池、蛍光管、木、木製品、衣類は含まない。

5. 一般廃棄物処理計画

(1) 収集運搬計画

① 収集運搬する廃棄物の量

区分		数量	単位
可燃ごみ	行政区域内総人口	9,956	人
	計画区域内総人口	9,956	人
	計画収集人口	9,956	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	412.6	g
	計画月収集量	127.3	t
	計画年収集量	1,528	t

区分		数量	単位
不燃・資源ごみ	行政区域内総人口	9,956	人
	計画区域内総人口	9,956	人
	計画収集人口	9,956	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	151.9	g
	計画月収集量	46.9	t
	計画年収集量	563	t

区分		数量	単位
し尿・集落排水・浄化槽汚泥	行政区域内総人口	9,956	人
	計画区域内総人口	9,956	人
	計画収集人口	9,956	人
	自家処理人口	0	人
	計画区域外人口	0	人
	一人一日平均排出量	753.5	m l
	計画月収集量	232.6	k l
	計画年収集量	2,791	k l

②収集区域の範囲

区分		数量	単位
可燃ごみ	計画区域内総面積	114.03	k m ²
	計画処理区域内人口	9,956	人
	計画処理区域内世帯数	3,899	世帯

区分		数量	単位
不燃・資源ごみなど	計画区域内総面積	114.03	k m ²
	計画処理区域内人口	9,956	人
	計画処理区域内世帯数	3,899	世帯

区分		数量	単位
し尿・集落排水・浄化槽汚泥	計画区域内総面積	114.03	k m ²
	計画処理区域内人口	9,956	人
	計画処理区域内世帯数	3,899	世帯

③収集運搬される搬入先の内訳量

区分	搬入先	数量	単位
可燃ごみ	南部町・伯耆町清掃施設管理組合 ごみ処理施設（中間処理施設）	1,958	t
不燃・資源ごみ（発泡スチロール・軟質プラスチックなどを除く。）	鳥取県西部広域行政管理組合 ごみ処理施設（中間処理施設）	313	t
発泡スチロール・軟質プラスチックなど (資源性廃棄物)	三光株式会社 (再資源化処理)	46	t
乾電池・蛍光管	野村興産株式会社 ごみ処理施設（三光）経由 (資源化処理)	5	t
し尿・集排汚泥（旧会見町区域内）・浄化槽汚泥	鳥取県西部広域行政管理組合 し尿処理施設（中間処理施設）	2,738	kl
集落排水（旧西伯町区域内）	三光株式会社 (再資源化処理)	59	t
紙おむつ（事業系）	伯耆町清掃センター	96	t
衣類	三光株式会社（資源化処理）	56	t
木・木製品	株式会社ティー・エム・エス	34	t

④ 収集回数

可燃ごみ	平均収集回数	2回／週
	指定収集日	別紙のとおり
不燃・資源ごみ (粗大ごみを含む。)	平均収集回数	会見地区 2回／月 西伯地区 1回／月
	指定収集日	別紙のとおり
資源ごみの内、発泡スチロール・軟質プラスチック	平均収集回数	2回／月
	指定収集日	別紙のとおり
資源ごみの内、布類	平均収集回数	1回／2月
	指定収集日	別紙のとおり
不燃ごみの内、有害ごみ (乾電池・蛍光管)	平均収集回数	1回／3月
	指定収集日	別紙のとおり

⑤ 収集の方法

可燃ごみ	収集方式	ステーション方式				
	容器	指定袋				
	ごみ運搬	種類	パッカー車			
		台数	2台			
	収集資材	積載量	2t、3t			
		所有者	西部工業株式会社			
不燃・資源ごみ	収集方式	ステーション方式				
	容器					
	ごみ運搬	種類	ダンプ車ほか			
		台数	7台			
	収集資材	積載量	2tほか			
		所有者	株式会社ミテック			
不燃ごみ のうち発泡スチロール・軟質プラスチック・布類・乾電池・蛍光管	収集方式	ステーション方式				
	容器					
	ごみ運搬	種類	ダンプ車ほか			
		台数	6台	2台		
		積載量	2tほか	2t		
		所有者	株式会社 ミテック	三光株式会社		

し尿・集 排・浄化 槽汚泥 廃棄物	収集方式		集排処理場・各戸	
	容器			
	ごみ運搬 収集資材	種類	移動脱水車	バキュームカー
		台数	2台	5台
		積載量	2t	1.8kl、3.3kl、3.4kl、3.5kl
	所有者	鳥取県広域事業株式会社	有限会社みつわ衛生社	

(2) 収集しない廃棄物

- ・家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）
- ・パソコン
- ・オートバイ
- ・建設資材、廃材（木屑、かんな屑、土砂、コンクリート片、瓦、ブロック等）
- ・農機具、農業用ビニール類（ビニールシート、アゼシート、多量の肥料袋等）
- ・油類、ペンキ類、同類の残っている容器
- ・毒物、農薬、劇物、同物の残っている容器
- ・蓄電池、バッテリー
- ・医療廃棄物（血液等が付着した注射針、メス、脱脂綿、ガーゼなど感染症を生ずる恐れのある廃棄物）
- ・ドラム缶
- ・自動車タイヤ
- ・ガスボンベ
- ・消火器
- ・犬、猫等の死骸
- ・上記のほか収集、処理に著しい支障を及ぼすもの

(3) 中間処理計画

中間処理については、次のとおり事務委任又は委託し、これを中間処理する。

可燃ごみ	名称	南部町・伯耆町清掃施設管理組合（クリーンセンター）
	所在	鳥取県西伯郡南部町法勝寺22番地1
	期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備考	南部町・伯耆町の共同処理

不燃（粗大ごみを含む。）・資源ごみ（発泡スチロール及び軟質プラスチックを除く。）	名称	鳥取県西部広域行政管理組合（リサイクルプラザ）
	所在	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地
	期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
	備考	一部事務組合組織により共同処理する。

資源ごみ(発泡スチロール、軟質プラスチック及び布団・衣類等)	名 称	三光株式会社
	所 在	鳥取県境港市昭和町 5 番地 17
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化

木質類 (草刈)	名 称	有限会社山陰エコシステム
	所 在	鳥取県境港市中海干拓地 456 番地
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化
	名 称	環境緑地株式会社
	所 在	鳥取県境港市西工業団地 67 番地 2
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化

有害ごみ (蛍光管)	名 称	野村興産株式会社関西工場
	所 在	大阪府大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番 143 号
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化
有害ごみ (乾電池)	名 称	野村興産株式会社イトムカ鉱業所
	所 在	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地の 1
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化

し尿・集排污泥(旧会見町区域内)・浄化槽汚泥	名 称	鳥取県西部広域行政管理組合(米子浄化場)
	所 在	鳥取県米子市安倍 213 番地
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
	備 考	一部事務組合組織により共同処理する。

公共下水道汚泥、集落排水汚泥(旧西伯町区域内)	名 称	三光株式会社
	所 在	鳥取県境港市昭和町 5 番地 17
	期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
	備 考	委託処理により資源化

①中間処理施設の概要

可燃ごみ		施設名	南部町・伯耆町清掃施設管理組合(クリーンセンター)	
		所在地	鳥取県西伯郡南部町法勝寺22番地1	
		型式	機械化バッチ方式	
		公称能力	24t/16h(2炉)	
資源ごみ (木・木製品)		施設名	株式会社ティー・エム・エス	
		所在地	鳥取県西伯郡南部町福成3023番地	
		型式	パワーチッパーFPC1600(自走式) FPC1700パワーチップ	
		公称能力	180t/日 200t/日	
不燃ごみ 資源ごみ	不燃ごみ 処理施設	施設名	鳥取県西部広域行政管理組合(リサイクルプラザ)	
		所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地	
		型式	ピット&クレーン方式 縦型回転式破碎機	
		公称能力	50t/日(5h)	
		施設名	野村興産株式会社関西工場	
		所在地	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号	
		型式	破碎、選別	
		公称能力	蛍光管 破碎11.5t/日、選別12t/日	
		施設名	野村興産株式会社イトムカ鉱業所	
		所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地の1	
資源ごみ 処理施設		型式	焙焼	
		公称能力	乾電池 焙焼158.28t/日	
		施設名	鳥取県西部広域行政管理組合(リサイクルプラザ)	
		所在地	鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地	
		型式	ピット&クレーン方式 手選別、磁選別機、アルミ選別機	
		公称能力	18t/日(5h)	
		施設名	三光株式会社江島工場	
		所在地	島根県松江市八束町江島1128番地105	
し尿・集排汚泥(旧 会見町区域内)・浄化		型式	圧縮固化装置	
		公称能力	60t/日(8h)	
		施設名	鳥取県西部広域行政管理組合(米子浄化場)	
		所在地	鳥取県米子市安倍213番地	

槽汚泥	型 式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
	公称能力	145 k l／日 (し尿 110 k l／日・浄化槽汚泥 35 k l／日)
集落排水（旧西伯町区域内）汚泥	施設名	三光株式会社ウエストバイオマス工場
	所在地	鳥取県境港市潮見町2番地2
	型 式	乾燥・炭化
	公称能力	乾燥 127.3 m ³ /日

②処理される廃棄物の搬入者別の内訳

可燃ごみ	計画収集分	事務委任	1,499t
	直接搬入分	個人	459t
	計		1,958t
不燃ごみ・資源ごみ	計画収集分	事務委任	557t
	直接搬入分	個人	0t
	計		557t
し尿・集落排水・浄化槽汚泥	計画収集分	事務委任	2,738kl
	直接搬入分	個人	0kl
	計		2,738kl

③施設の運転管理計画

可燃ごみ……………南部町・伯耆町清掃施設管理組合において計画し、実施する。

不燃ごみ……………鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザにおいて計画し、
資源ごみ 実施する。（発泡スチロール及び軟質プラスチックを除く。）

民間委託により実施する（発泡スチロール、軟質プラスチック、
衣類等、蛍光管、乾電池）

し尿、集落排水（旧会見町区域内）汚泥・浄化槽汚泥

……………鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場において計画し、実施する。

公共下水・集落排水(旧西伯町区域内)汚泥

……………南部町において計画し、委託業者が実施する。

6. 廃棄物の減量化及びリサイクル計画

(1) ごみ減量化の基本方針

① 循環型社会実現への取り組み

住民、事業者、行政が一体となり、地球環境の保全、資源保護の観点から、リサイクル等資源の循環を基調とした「循環型社会」の確立を目指します。

② 不要なものをもらわない (Refuse)

まず、使ってすぐごみ箱に捨てるモノではないかを考え、そうであればもらわないようにして、ごみを減らしていくように取り組みます。

③ ごみの排出抑制への取り組み (Reduce)

ごみの排出抑制には、従来の「出てきたごみをいかに処理するか」という考え方から「発生段階でいかにごみを出さないようにするか」という考え方への転換が必要であり、この観点に立ち、最優先に排出抑制に取り組みます。

④ 再利用の推進 (Reuse)

安易にごみにするのではなく、「使えなくなるまで繰り返し使っていく」という再利用を啓発します。

⑤ リサイクルの推進 (Recycle)

分別の徹底や資源回収システムの改善等により、リサイクルの推進に努めます。

⑥ 適正処理の推進

リサイクルが困難な廃棄物については、環境負荷の軽減や経済性を考慮し、適正な処理を行います。

⑦ エシカル消費の意識醸成

人や社会、地球環境に配慮した倫理的に正しい消費を行う「エシカル消費」を促進します。

⑧ ごみ減量化等目標値の設定

南部町のごみ問題への取り組み状況を示す「ごみ減量化等目標値」を設定し、住民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

(2) 排出抑制・再利用・再生利用計画

一般廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用促進のため以下の取り組みを進め、具体的には「南部町一般廃棄物減量化計画」に定めます。

① 住民・事務所への啓発

② 環境教育の充実

③ エシカル消費の意識醸成、取り組み促進

④ 生ごみ対策

⑤ プラスチックごみ対策

ア. 買い物袋持参（マイバッグ）運動の推進

イ. トレイの店頭回収の推進

- ウ. 包装容器の削減
- ⑥ 事業所における紙ごみ対策
- ⑦ 事業所における紙おむつ対策
- ⑧ 分別収集の徹底
- ア. 集団回収活動の維持
- イ. 資源ごみ分別の徹底
- ウ. 軟質プラスチック類・小雑紙の分別
- エ. 布類の分別回収
- オ. 家庭から排出される木・木製品の資源化処理

7. 一般廃棄物収集処理業務実施計画

令和7年度における南部町の一般廃棄物収集処理計画は、次のとおりとする。

収集区分は、下記のとおりとする。

収集区分	収 集 地 区 名
A地区	西伯地区（東西町、境を除く）
B地区	会見地区、東西町、境

収集種別及び収集種別ごとの収集指定日は、その年度ごとに収集予定表を示してこれを行なう。（ただし、し尿及び浄化槽汚泥を除く。）

可燃ごみ	収 集 指 定 日
A地区	毎週 火 金 曜日（ただし、別に示す収集しない日を除く。）
B地区	毎週 月 木 曜日（ただし、別に示す収集しない日を除く。）
収集方法	各集落・施設等に定められた場所（ステーション）に定められた方法により排出された廃棄物を町（委託業者）が、巡回収集し、中間処理場に運搬する。

不燃ごみ (資源ごみ・ 不燃粗大ごみ を含む。)	収 集 指 定 日
A地区	あらかじめ示した収集予定表により収集する。
B地区	あらかじめ示した収集予定表により収集する。
収集方法	各集落・施設等に定められた場所（ステーション）に定められた方法により排出された廃棄物を町（委託業者）が、巡回収集し、中間処理場に運搬する。

一般廃棄物を収集しない日

○ 毎週

可燃ごみ 土日

不燃・資源ごみ 土日、祝祭日

○ 年末・年始

可燃ごみ 12月30日から1月3日まで

不燃・資源ごみ 12月29日から1月3日まで

8. 生活排水処理実施計画

本町では、現在、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業の排水処理事業が、それぞれ実施されており、令和5年度末の接続（使用開始）人口、水洗化率及び処理区域内人口は、下表となっている。

事業別の区分	処理区域内人口(人)	接続人口(人)	水洗化率(%)
公共下水道事業	3,113	2,948	94.7
農業集落排水事業	4,720	4,308	91.3
合併浄化槽事業	2,380	1,775	74.6
計	10,213	9,031	88.4